

仕様書

本修繕は、本仕様書に記載されている事項により、施工を行うものとする。

本仕様書及びスタンド配置図、写真等（以下「配置図等」という。）に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」・「公共建築改修工事標準仕様書」及びそれに基づく監理指針である「建築工事監理指針」・「建築改修工事監理指針」（いずれも最新版）に準じ、施工するものとする。また、建築基準法、その他関係諸法令、諸法規に基づき、安全確実に施工すること。

【修繕内容】

(1) 件名

那覇市営奥武山野球場内野スタンド椅子取替修繕

(2) 修繕場所

那覇市営奥武山野球場（那覇市奥武山町42番地の1）

(3) 工期

契約の日から令和8年3月31日まで

(4) 内容

内野スタンドの既設椅子撤去及び新規椅子設置（廃棄物処分含む）

(5) 数量・規格

背無し椅子

数量：70席

規格：BLM-2500 タイプ（No.プレート含む特注クランプ・特注ブラケット対応）

【一般事項】

- (1) 本修繕に使用する資材のうち、沖縄県内で生産・製造され、かつ規格・品質・価格が適正である場合は、これを優先して使用すること（該当品が無い場合は適用しない）。
- (2) 使用資材等はすべて新品とし、あらかじめ監督員の承諾を得た上で発注すること。
- (3) 本修繕に関わる官公庁への諸手続きは、すべて請負者の負担とすること。
- (4) 配置図等に疑問が生じた場合は、監督員と協議の上決定すること。
- (5) 他の修繕がある場合には、事前に十分な打ち合わせを行った上で施工を行うこと。
- (6) 本修繕に使用する資材等は、配置図等によるものとする。
- (7) 本修繕の完成ならびに諸法規上当然必要と認められるものは、明記なき事項でも請負者が責任を持って施工し、その費用も負担すること。
- (8) 本修繕の施工に際して必要がある場合、施工図を提出し、担当者の承諾を得て施工にあたること。
- (9) 本修繕は既設建築物改修工事のため、既設建築物内設備を十分に調査・確認し、施工にあたること。
- (10) 本修繕の施工にあたっては、施設管理者（N P O 法人那覇市体育協会）と十分に調整することとし、可能な限り野球場や公園の行事（イベント）等に配慮した工程管理を行うこと。
- (11) 本修繕の施工にあたっては、施設利用者及び公園利用者の安全には十分注意すること。
- (12) 本修繕の施工によって、修繕施設や周辺施設等に汚染や損壊を与えた場合は、受注者の負担にてすみやかに現状の復旧を行うものとする。
- (13) 撤去する既設椅子で、状態の良い椅子については、施設管理者のほうで再利用するので、事前に調整を行うこと。なお、その際は、施設管理者が保管している破損した椅子と交換する場合がある。（撤去最大数は納入した椅子と同数とする。）

【提出書類】

| 提出期限 | 提出書類 |
|--------------|--|
| 着手日・届出日は工期初日 | <input type="radio"/> 着手届 |
| 契約締結後、7日以内 | <input type="radio"/> 現場代理人および主任技術者届 <input type="radio"/> 実務経験証明書 <input type="radio"/> 資格証書等の写し |
| 契約締結後、15日以内 | <input type="radio"/> 工程表 <input type="radio"/> 施工計画書承諾願 <input type="radio"/> 使用資材承諾願 |
| 工事(修繕)完成後 | <input type="radio"/> 完成届 <input type="radio"/> 資材搬入伝票（出荷証明書） <input type="radio"/> 資材保証書 <input type="radio"/> 工事（修繕）日誌 <input type="radio"/> 工事（修繕）写真 (資材搬入・検収、施工前、施行状況、施工後等) <input type="radio"/> 自主検査報告書（自主点検表） |
| 検査実施後 | <input type="radio"/> 資材検査表 |
| 検査合格後、速やかに | <input type="radio"/> 引渡書 <input type="radio"/> 請求書 |
| 発行後、速やかに | <input type="radio"/> マニフェストの写し |